明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（概算保険料の納付）」を付する。

第十五条の二を削る。

第十六条中「第十五条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十八条中「、第十六条及び前条」を「から前条まで」に改める。

第十九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（確定保険料）」を付する。

第十九条の二を削る。

第二十二条第三項中「第三項」を「第二項」に改める。

第三十一条第一項第一号イ中「（高年齢者免除額に係る事業にあつては、当該事業に係る一般保険料の額に当該事業に係る高年齢者免除額を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項及び前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十二条第一項中「第三項」を「第二項」に改める。

附則第八条を次のように改める。

第八条　削除

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第四条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十一条」に、「第二十条―第三十一条」を「第二十二条―第三十三条」に、「第四章　削除」を「第四章　地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保（第三十四条・第三十五条）」に、「第四十条」を「第三十六条」に、「第四十一条―第四十三条の三」を「第三十七条―第四十三条」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章　地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保

（地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する計画）

第三十四条　地方公共団体は、単独で又は共同して、次条第一項の協議会における協議を経て、地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する計画（以下この条及び同項において「地域高年齢者就業機会確保計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2　地域高年齢者就業機会確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　地域高年齢者就業機会確保計画の対象となる区域（次項第一号において「計画区域」という。）

二　地域の特性を生かして重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種に関する事項

三　国が実施する高年齢者の雇用に資する事業に関する事項

四　計画期間

3　地域高年齢者就業機会確保計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　計画区域における高年齢者の就業の機会の確保の目標に関する事項

二　地方公共団体及び次条第一項の協議会の構成員その他の関係者が実施する高年齢者の就業の機会の確保に資する事業に関する事項

4　地方公共団体は、第一項の同意を得た地域高年齢者就業機会確保計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5　政府は、第一項の同意を得た地域高年齢者就業機会確保計画（前項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの）に係る第二項第三号に規定する事業について、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

（協議会）

第三十五条　地方公共団体、関係機関、第三十七条第二項に規定するシルバー人材センター、事業主団体、高年齢者の就業に関連する業務に従事する者その他の関係者は、高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する地域の課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域高年齢者就業機会確保計画に関し必要な事項その他地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保の方策について協議を行うための協議会を組織することができる。

2　前項の協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第三十一条中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、第三章第三節中同条を第三十三条とする。

第三十条を第三十二条とし、第二十九条の前の見出しを削り、同条を第三十一条とし、同条の前に見出しとして「（特定地域における措置）」を付する。

第二十八条中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十七条を第二十九条とする。

第二十六条中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十五条を第二十七条とし、第二十四条を第二十六条とし、第二十三条を第二十五条とする。

第二十二条第一項第二号中「第二十条各号」を「第二十二条各号」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十一条第二項中「第二十三条第一項各号」を「第二十五条第一項各号」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十条第三号中「第二十三条第一項各号」を「第二十五条第一項各号」に改め、同条を第二十二条とする。

第三章第二節中第十九条を第二十一条とし、第十八条の二を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条の二を第十八条とする。

第五章中第四十条を第三十六条とする。

第四十一条第一項中「含む。」の下に「第三十九条及び」を加え、「次条第一項第一号及び第二号」を「次条第一項第一号及び第二号」に改め、第六章第一節中同条を第三十七条とする。

第四十二条第三項中「第四十二条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条第六項の表第五条第二項の項中「第四十二条第五項」を「第三十八条第五項」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

（業務拡大に係る業種及び職種の指定等）

第三十九条　都道府県知事は、シルバー人材センターが行う前条第一項第二号及び第四号に掲げる業務に関し、労働力の確保が必要な地域においてその取り扱う範囲を拡張することにより高年齢退職者の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種であつて、労働力の需給の状況、同項第二号及び第四号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、労働者派遣事業に限る。）と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮して厚生労働省令で定める基準に適合するものを、センターの指定区域内の市町村の区域ごとに指定することができる。

2　都道府県知事は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聴かなければならない。

一　当該指定に係る市町村の長

二　当該指定に係るシルバー人材センター

三　指定しようとする業種及び職種に係る有料の職業紹介事業若しくは労働者派遣事業又はこれらと同種の事業を当該指定に係る市町村の区域において営む事業者を代表する者

四　当該指定に係る市町村の区域の労働者を代表する者

3　都道府県知事は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4　都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、当該指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域を公示しなければならない。